

北上市国民保護計画

平成19年 2月 2日作成
平成30年 3月 30日変更

北上市

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的

- 1 市の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 市国民保護計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 1 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 国民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 住民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 住民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 6 普及・啓発及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等・・・・ 4
- 8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・・・・・ 4
- 9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保・・・・・・・・・・・・ 4
- 10 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 11 地域防災計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

- 1 国民保護措置の全体の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 各機関の処理すべき事務又は業務の概要・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 市
 - (2) 県
 - (3) 指定地方行政機関
 - (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関
- 3 総合調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 事務の委託等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 事務の委託
 - (2) 救援事務の委任
 - (3) 事務の代行

第4章 市の地理的、社会的特徴

- 1 地理的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(1) 位置・地勢	
(2) 気候	
2 社会的特徴	12
(1) 人口分布	
(2) 道路の位置・交通機関等	
(3) 重要施設等	
第5章 本計画が対象とする事態の類型	
1 武力攻撃事態の類型	15
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
2 緊急対処事態（テロ等）の類型	16
3 緊急対処事態への対応	16
第2編 平時における備え	
第1章 平時における組織・体制の整備	
第1節 初動体制等の整備	
1 24時間体制の確保	17
2 市の体制及び職員の参集基準等	17
(1) 事態の状況に応じた初動体制の確立	
(2) 職員参集基準	
(3) 職員への連絡手段の確保	
(4) 職員の参集が困難な場合の対応	
(5) 交代要員等の確保	
3 消防機関の体制	19
第2節 通信体制の整備等	
1 非常通信体制の整備	20
2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	20
第3節 関係機関との連携体制の整備	
1 防災に関する連携体制の活用等	22
2 県との連携	22
(1) 県の連絡先の把握等	
(2) 県警察との連携	

3	近接市町村との連携	22
	(1) 近接市町村との連携	
	(2) 消防機関の連携体制の整備	
4	指定公共機関等との連携	23
	(1) 指定公共機関等の連絡先の把握	
	(2) 医療機関との連携	
	(3) 関係機関との協定の締結等	
5	自主防災組織等に対する支援	23
	(1) 自主防災組織等の充実	
	(2) ボランティア団体等に対する支援	
	(3) 消防団の充実、活性化の推進	
第2章 国民保護措置に関する平時からの備え		
1	情報収集・提供等の体制整備	25
	(1) 情報収集・連絡体制の整備	
	(2) 安否情報の収集のための体制整備	
	(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	
2	警報等の伝達に必要な準備	25
	(1) 警報の伝達体制の整備	
	(2) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	
	(3) 大規模集客施設等の把握	
3	避難に関する基本的事項	26
	(1) 隣接する市町村との連携の確保	
	(2) 要配慮者等への配慮	
	(3) 民間事業者からの協力の確保	
	(4) 学校や事業所との連携	
4	避難実施要領のパターンの作成	27
5	救援に関する県との調整等	27
6	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	28
	(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	
	(2) 運送経路の把握等	
7	避難施設の指定への協力	28
8	生活関連等施設の把握等	29
第3章 物資及び資材の備蓄、整備		
1	市における備蓄	31

- (1) 防災のための備蓄との関係
- (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材
- (3) 県との連携

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

- 1 国民保護に関する啓発……………33
 - (1) 啓発の方法
 - (2) 防災に関する啓発との連携
 - (3) 学校における教育
 - (4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
 - (5) 住民の協力に関する啓発
 - (6) 市による研修
- 2 訓練……………34
 - (1) 市における訓練の実施
 - (2) 訓練の形態及び項目
 - (3) 訓練に当たっての留意事項

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

- 1 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置……………36
 - (1) 初動警戒体制
 - (2) 北上市〇〇対策本部の設置
 - (3) 北上市〇〇対策本部の役割
 - (4) 初動措置の確保
 - (5) 関係機関への支援の要請
 - (6) 市対策本部への移行に要する調整
- 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等の対応……………38

第2章 市対策本部の設置等

- 1 市対策本部の設置……………40
 - (1) 市対策本部の設置の流れ
 - (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請
 - (3) 市対策本部の廃止
- 2 市対策本部の組織構成及び機能……………41
 - (1) 市対策本部の組織

(2) 事務分掌	
(3) 市対策本部における広報	
(4) 市現地対策本部の設置	
(5) 現地調整所の設置	
(6) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	
3 市対策本部長の権限	50
(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整	
(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請	
(3) 情報の提供の求め	
(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	
(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め	
(6) 市対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施	
4 通信の確保	51
(1) 情報通信手段の確保	
(2) 情報通信手段の機能確認	
(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策	
第3章 関係機関相互の連携	
1 国・県との連携	52
(1) 国・県の対策本部との連携	
(2) 国・県の現地対策本部との連携	
(3) 知事等への措置要請	
(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め	
(5) 県への応援の要求	
2 自衛隊との連携	53
(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
(2) 出動部隊等との連携	
3 他の市町村等との連携	53
(1) 他の市町村等への応援の要求	
(2) 事務の一部の委託	
(3) 他の市町村に対して行う応援等	
4 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携	54
(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請	
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
(1) 職員の派遣要請	

(2) 職員派遣のあつせん	
6 自主防災組織等に対する支援	55
(1) 自主防災組織に対する支援	
(2) ボランティア活動への支援等	
7 住民への協力要請	55
(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
(2) 救援に必要な援助	
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第4章 警報の伝達等	
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等	57
(1) 警報の伝達	
(2) 警報の通知	
2 警報伝達の方法等	58
(1) 警報の伝達方法	
(2) 警報伝達の体制整備	
(3) 要配慮者等への伝達	
(4) 警報の解除の伝達等	
3 緊急通報の伝達及び通知	59
4 緊急処理事態における警報の伝達等	59
第5章 避難住民の誘導等	
1 避難の指示の伝達	60
2 避難実施要領の策定	61
(1) 避難実施要領の策定	
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	
(3) 避難実施要領の伝達等	
3 避難住民誘導に当たって配慮すべき事項	67
(1) 避難に当たって配慮すべき地域特性等	
(2) 事態の類型等に応じた留意事項	
(3) 市域を越える住民の避難	
(4) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設との連携	
4 避難住民の誘導	70
(1) 市長による避難住民の誘導	
(2) 消防機関の活動	

- (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請
- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- (6) 要配慮者等への配慮
- (7) 残留者等への対応
- (8) 避難所等における安全の確保等
- (9) 通行禁止措置の周知
- (10) 県に対する要請等
- (11) 避難住民の運送の求め
- (12) 避難住民の復帰のための措置

第6章 救援

- 1 救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
 - (1) 救援の実施
 - (2) 救援の補助
- 2 救援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73
 - (1) 救援の基準等
 - (2) 知事から委任を受けた場合に実施する救援事務の留意事項・・・・・・・・74
 - (3) その他救援に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・79
- 3 救援における関係機関との連携・・・・・・・・80
 - (1) 県との連携
 - (2) 県への要請等
 - (3) 日本赤十字社との連携
 - (4) 緊急物資の運送の求め等
- 4 民間からの救援物資の受入れ・・・・・・・・80

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 生活関連等施設の安全確保等

- 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・81
 - (1) 武力攻撃災害への対処
 - (2) 対処に当たる職員の安全確保
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・81
 - (1) 消防吏員の通報
 - (2) 市長による知事への通知
- 3 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・82
 - (1) 生活関連等施設の状況の把握

(2) 消防機関による支援	
(3) 市が管理する施設の安全の確保	
4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	82
(1) 危険物質等に関する措置命令	
(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	
第2節 N B C 攻撃による災害への対処	
1 N B C 攻撃災害への対処	84
(1) 応急措置の実施	
(2) 国の方針に基づく措置の実施	
(3) 知事への措置要請	
2 関係機関との連携	84
3 汚染原因に応じた対応	84
(1) 核攻撃等の場合	
(2) 生物剤による攻撃の場合	
(3) 化学剤による攻撃の場合	
4 汚染の拡大を防止するための措置	85
5 職員の安全の確保	86
第3節 武力攻撃原子力災害への対処	
1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	87
2 国への措置命令の要請等	87
3 住民の避難誘導	88
4 安定ヨウ素剤の服用	88
5 スクリーニング及び避難退避時検査の実施	88
6 飲食物の摂取制限等	88
7 モニタリングの実施	88
8 職員の安全の確保	88
第4節 応急措置等の実施	
1 災害拡大の防止措置	89
2 退避の指示	89
(1) 退避の指示	
(2) 退避の指示に伴う措置等	
(3) 安全の確保等	
3 応急公用負担等	91
4 警戒区域の設定に伴う措置等	91
(1) 警戒区域の設定	
(2) 警戒区域の設定に伴う措置等	

(3) 安全の確保	
5 消防に関する措置等	92
(1) 市が行う措置	
(2) 消防機関の活動	
(3) 消防の応援の受入体制の確立	
(4) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	
(5) 緊急消防援助隊等の応援要請	
(6) 消防の相互応援に関する出動	
(7) 医療機関との連携	
(8) 安全の確保	
第8章 情報の収集・提供	
第1節 被災情報の収集・提供	
被災情報の収集及び報告	95
第2節 安否情報の収集・提供	
1 安否情報の収集・整理	96
(1) 安否情報の種類	
(2) 安否情報の収集	
(3) 安否情報収集の協力要請	
(4) 安否情報の整理	
(5) 県に対する報告	
2 安否情報の照会に対する回答	97
(1) 安否情報の照会の受付	
(2) 安否情報の回答	
(3) 個人の情報の保護への配慮	
3 日本赤十字社に対する協力	98
第9章 その他の措置	
1 保健衛生の確保	99
(1) 保健衛生対策	
(2) 感染症予防対策	
(3) 食品衛生確保対策	
(4) 飲料水衛生確保対策	
(5) 栄養指導対策	
(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	

2	廃棄物の処理	100
	(1) 廃棄物処理の特例	
	(2) 廃棄物処理対策	
	(3) し尿処理対策	
3	文化財の保護	100
4	動物の保護等に関する配慮	101
第10章 国民生活の安定に関する措置		
1	生活関連物資等の価格安定	102
2	避難住民等の生活安定等	102
	(1) 相談窓口の設置	
	(2) 被災児童生徒等に対する教育	
	(3) 公的徴収金の減免等	
	(4) 就労状況の把握と雇用の確保	
	(5) 生活再建資金の融資等	
3	生活基盤等の確保	103
	(1) 水の安定的な供給	
	(2) 公共的施設の適切な管理	
	(3) ライフライン事業者による生活基盤等の確保	
第11章 特殊標章等の交付及び管理		
1	特殊標章等の意義について	105
2	特殊標章等	105
	(1) 特殊標章	
	(2) 身分証明書	
	(3) 識別対象	
3	特殊標章等の交付及び管理	106
4	特殊標章等に係る普及啓発	106
第4編 復旧等		
第1章 応急の復旧		
1	応急復旧対策の実施	107
	(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等	
	(2) 通信機器の応急の復旧	
	(3) 県に対する支援要請	
2	輸送の確保に関する応急の復旧等	107

第2章	武力攻撃災害の復旧	
1	国における所要の法制の整備等	108
2	市が管理する施設及び設備の復旧	108
3	復旧のための各種資料等の整備等	108
第3章	財政上の措置等	
1	国民保護措置に要した費用の支弁	109
	(1) 国に対する負担金の請求方法	
	(2) 関係書類の保管	
2	損失補償及び損害補償	110
	(1) 損失補償	
	(2) 損害補償	
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	110
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	110
	(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

用 語 の 意 義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意 義 及 び 用 法
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号、平成27年9月改称)を指す。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。 ※「令」と表記しているのは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)を指す。
国際人道法	第1、2、3、4ジュネーブ条約、第一、二追加議定書等の総称
災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載ない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
市町村	岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月25日閣議決定)をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画をいう。なお、「県計画」との表記も用いている。
市国民保護計画	市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
市対策本部	北上市国民保護対策本部又は北上市緊急処理事態対策本部をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急処理事態対策本部をいう。
国の対策本部	事態対策本部又は緊急処理事態対策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

用語	意義及び用法
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同項第6号に掲げる措置については対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令(平成15年政令第252号)で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者等	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者及び当該配慮を要する者のうち、武力攻撃災害等が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
NBC攻撃	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

用語	意義及び用法
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）
特定物資	救援物資で生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療（搬送）の優先順位を決定すること。

第1編 総則

第1章 計画の目的

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、北上市においても「核廃絶平和都市宣言」を掲げ国際平和を希求する立場から、国際交流などの取組を通じ他国との信頼醸成を築いていくことが不可欠である。しかしながら、一方では、こうした平和への努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくこともまた極めて重要なことである。

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画について定める。

1 市の責務（法3②）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岩手県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、北上市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 計画の性質（法16①、法35）

本計画は、市が実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、具体的な運用に当たっては、必要に応じてマニュアルを作成し、現実に即した弾力的な運用が可能となるよう努める。

また、本計画は、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのないもののうち、災害としての態様に類似性があり、自然災害と同様の措置を実施することが効果的であるものについては、「北上市地域防災計画」等、既存の防災に関する体制を活用する。

3 市国民保護計画の変更（法35⑧、法39③）

本計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行い、より実効性の高いものとしていくものであり、本計画の見直しに当たっては、県と協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

また、本計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、北上市国民保護協議会に諮問のうえ、知事に協議した後、議会に報告し、公表するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、その基本方針として、特に留意すべき事項を次のとおり定める。

1 基本的人権の尊重（法5、事態対処法3④）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公用令書の公布等、公正かつ適正な手続のもとに行う。

【日本国憲法が保障する国民の自由と権利の尊重】

法の下での平等	憲法14
奴隷的拘束及び苦役からの自由	憲法18
思想・良心の自由	憲法19
集会・結社・言論・出版・表現の自由	憲法21
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

【武力攻撃事態等における国民の人権に対する必要最小限の制限】

避難住民等の救援に関する措置	個人等の公共的負担	物資の売渡しの要請等	法81
		土地等の使用	法82
		立入検査等	法84
		医療の実施の要請等	法85
武力攻撃災害への対処に関する措置（応急措置等）	社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102
		放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法108
		市町村長の事前措置等	法111
		応急公用負担等	法113
	警戒区域の設定	法114	
	重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125

2 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、あらかじめ実施体制等について検討を行い、武力攻撃事態等が発生した場合には、できる限り迅速に処理するよう努める。

【国民の権利利益救済に係る手続項目】

項 目	内 容	
損失補償等 (法159①)	特定物資の収容、保管命令に関する事	法81②、③
	土地等の使用に関する事	法82
	応急公用負担に関する事	法113①、⑤
損害補償 (法160①)	避難住民の誘導への協力に関する事	法70①、③
	救援への協力に関する事	法80①
	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力に関する事	法115①
	保健衛生の確保への協力に関する事	法123①
国民の権利利益の迅速な救済	不服申立てに関する事	法6、175
	訴訟に関する事	法6、175

3 住民に対する情報提供（法8）

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

また、要配慮者等に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法3④）

市と、国、県、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置に関し、防災に関する連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平時においても相互の連携体制の整備に努める。

5 住民の協力（法4）

市は、国民保護法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされている。なお、この協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たっては強制にわたることがあってはならないとされていることに留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動への支援に努める。この際、自主防災組織等については、住民の自治とその自主性を尊重する。

6 普及・啓発及び訓練の実施（法42）

市は、住民に対して、国民保護法及び国民保護措置に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、訓練への自発的な意思による参加、協力を広く呼びかけることにより、武力攻撃災害に対し自ら備えることや地域における助け合いといった、自助・共助の意識の醸成を図るものとする。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等（法7）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置を実施するに当たっては、自ら定めた業務計画に基づき実施するとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、言論、その他表現の自由及び放送の自主性、自律制について最大限尊重する。

8 要配慮者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9）

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障がい者等の要配慮者等に対するきめ細かな配慮が必要であり、市は、警報及び緊急通報の伝達、避難誘導、救援の実施に当たって、要配慮者等の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22）

市は、市が実施する市の区域に係る国民保護措置の内容に応じて、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等関係機関との緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国民保護措置の実施に関し住民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

※ 国、県の安全配慮義務（法22、事態対処法17）

国は、指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされている。

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされている。

※国、県の安全配慮義務（法22、事態対処法17）

国は、指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされている。

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされている。

【安全配慮規定】

1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70②
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者、緊急物資の運送の求め	法73④、79②
3 救援に必要な援助について協力する者	法80②
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85③
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105⑮
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法110
7 武力攻撃災害に対処するための措置（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等）に必要な援助について協力する者	法115②
8 消防の応援等のため出動する職員	法120
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123②

注）「援助について」としているのは、住民その他の者は、国民保護措置の実施主体ではないので、「避難住民の誘導」という国民保護措置そのものを実施するのではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

10 個人情報保護（法95）

市は、武力攻撃事態等における安否情報の照会等の際は関連する法令等に基づき、個人情報の保護に十分に配慮する。

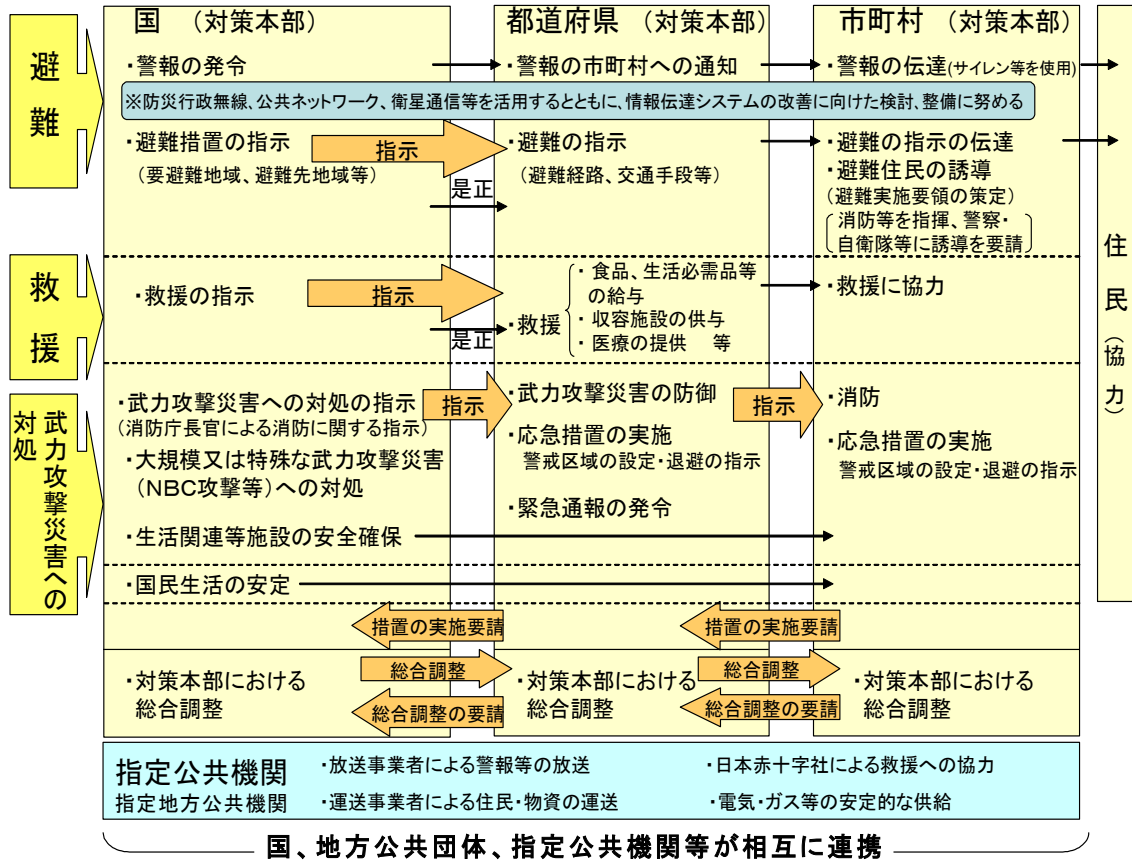
11 地域防災計画との整合

武力攻撃事態等への対応では、地震などの自然災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護計画の策定にあたっては、人、物という限られた資源の効率的運用を図るため、既存の地域防災計画の取組を活用し、整合性を確保していくものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保するよう、国民保護法における市及び関係機関の役割を確認する。

1 国民保護措置の全体の仕組み



2 各機関の処理すべき事務又は業務の概要

(1) 市

機関の名称	事務又は業務の概要
北上市	<ol style="list-style-type: none"> 国民保護計画の作成 国民保護協議会の設置、運営 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、住民の避難誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 県

機関の名称	事務又は業務の概要
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の概要
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他の管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東北防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局 盛岡財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
函館税関 八戸、宮古、大船渡 税関支署 大船渡税関支署釜石 出張所	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
岩手労働局	1 被災者の雇用対策

東北農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 工業用水道の応急・復旧対策 2 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関する事。こと。 3 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
関東東北産業保安監督部東北支部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車輛の安全保安
東京航空局 仙台空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
札幌、東京航空交通 管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
仙台管区、盛岡地方 气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部 釜石海上保安部 八戸海上保安部 宮古海上保安署	1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 海上における生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
東北地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

※ 市域のほか県内を管轄する機関を掲載

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の概要
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法21） 2 国民に対する情報の提供（法8） 3 国民の保護に関する業務計画の作成（法36①、②） 4 組織の整備（法41） 5 訓練（法42） 6 被災情報の収集、報告（法126、127） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法139）

	<p>8 武力攻撃災害の復旧（法141）</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）</p>
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
<p>放送事業者</p> <p>日本放送協会</p> <p>(株)IBC岩手放送</p> <p>(株)テレビ岩手</p> <p>(株)岩手めんこいテレビ</p> <p>(株)岩手朝日テレビ</p> <p>(株)エフエム岩手</p>	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送（法50、51、57、101）
<p>運送事業者</p> <p>東日本旅客鉄道(株)</p> <p>日本貨物鉄道(株)</p> <p>日本通運(株)</p> <p>ジェイアールバス東北(株)</p> <p>日本航空(株)</p> <p>佐川急便(株)</p> <p>西濃運輸(株)</p> <p>福山通運(株)</p> <p>ヤマト運輸(株)</p> <p>三陸鉄道(株)</p> <p>I G Rいわて銀河鉄道(株)</p> <p>(公社)岩手県トラック協会</p> <p>(公社)岩手県バス協会</p> <p>(株)岩手県交通</p> <p>(株)岩手県北自動車</p>	<p>1 避難住民の運送（法71）及び緊急物資の運送（法79）</p> <p>2 旅客及び貨物の輸送の確保（法135）</p>
<p>電気通信事業者</p> <p>東日本電信電話(株)</p> <p>(株)NTTドコモ東北</p> <p>KDDI(株)</p> <p>ソフトバンク(株)</p>	<p>1 避難施設における電話、その他の通信設備の臨時の設置における協力（法78）</p> <p>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い（法135）</p>
<p>電気事業者</p> <p>電源開発(株)</p> <p>東北電力(株)</p>	1 電気の安定的な供給（法134）
<p>ガス事業者</p> <p>(一社)岩手県高圧ガス保安協会</p>	1 ガスの安定的な供給（法134）
<p>水道事業者</p> <p>水道用水供給事業者</p> <p>工業用水道事業者</p>	1 水の安定的な供給（法134）
日本郵便(株)	1 郵便物の送達確保等（法135）
<p>病院、その他の医療機関</p> <p>独立行政法人国立病院機構</p> <p>(一社)岩手県医師会</p> <p>(一社)岩手県歯科医師会</p>	1 医療の確保（法136）

公共土木施設の管理者 東日本高速道路(株)	1 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理 (法137)
日本赤十字社	1 救援への協力(法77) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答(法96)
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節(法133) 2 銀行、その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

※ 市域のほか県内で業務を行う機関を掲載

3 総合調整

市は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、市対策本部長は市の区域内において、市が実施する国民保護措置について総合調整を行う。(法29⑤)

また、県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県対策本部長が総合調整を行うこととされている。(法29①)

4 事務の委託等

(1) 事務の委託(法19)

大規模な武力攻撃災害などにより、市の行政機能が麻痺した場合、市は事務又は市長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託する。

【委託の手続(委託、変更、廃止)】(令4)

手続(災対法28②～④準用)	委託の際に定める事項(災対法28①準用)
1 協議	1 委託事務の範囲、委託事務の管理及び執行の方法
2 公示、知事への届出	2 委託事務に要する経費の支弁の方法
3 市議会への報告	3 その他委託事務に関し必要な事項

(2) 救援事務の委任(法76)

避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているが、救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を市町村長に委任することができる。とされている。

【救援事務の種類】

項目	内 容	規定 条文
救援の実施	収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与	法75
	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
	医療の提供及び助産	
	被災者の捜索及び救出	
	埋葬及び火葬	
	電話その他の通信設備の提供	令9
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		

	学用品の給与	
	死体の捜索及び処理	
	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	
救援への協力	救援に必要な援助について協力要請、安全配慮	法 80
物資の売渡しの要請等	救援に必要な特定物資の売渡し要請、収用・保管命令	法 81
土地等の使用	救援に必要な土地、家屋又は物資の使用	法 82
公用令書の交付	公用令書の交付	法 83
立入検査等	立入検査等	法 84
医療の実施の要請等	救援に必要な医療の実施要請、指示、安全配慮	法 85

【救援事務委任の留意事項】

- ・ 市は、平時から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施する。
- ・ 救援事務の受任に当っては、あらかじめ県と十分に協議を行うものとする。
- ・ 市は日本赤十字社の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たるものとする。

(3) 事務の代行（法14）

武力攻撃災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することができる」とされている。

【知事による市町村事務の代行手続】

状況	手続
1 市町村が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、代行開始の公示
2 市町村が事務を行うことができるようになったとき	市町村長への事務引継
3 知事が代行を終了したとき	市町村長への通知、公示 (終了及び代行した国民保護措置)

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について、次のとおり定める。

1 地理的特徴

(1) 位置・地勢

本市は、岩手県の内陸中部、北上平野の中ほどに位置し、北は花巻市、東は花巻市及び奥州市、南は奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町、西は和賀郡西和賀町と境を接し、市域の延長は、東西に約38km、南北に約34km、総面積は437.55km²となっている。

主要各地域への距離は、盛岡市へは北に約45km、仙台市へは南に約138km、秋田市へは西に約107m、東京には約490kmの位置にある。

地勢は、市の東部には北上高地、西部の奥羽山脈は険しく起伏の大きい山岳地帯となっており、夏油温泉の周辺は栗駒国定公園の一部になっている。両山地の中間地帯には北上平野が広がり、田園地帯と市街地及び工業団地が開けている。

平野部の東端には北上川が南流し、秋田県境付近から和賀川が東に流れ、北上川に合流している。また、和賀川及び和賀川支流の夏油川の上部にはダムが建設され洪水調節等に大きな役割を果たしている。

東西の中山間地域では、その地理的な条件から、情報や避難路の途絶により集落の孤立化が懸念されるため、情報伝達や避難手段、移動中の救援などについて配慮する必要がある。

(2) 気候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しているが、奥羽山脈と北上高地にはさまれているため、気温の日較差や年較差がやや大きいなど、内陸性の気候特性を有している。

本市では、冬季は日本海側の気候の影響を受けやすく、積雪量も比較的多いことから、冬期間の寒さや積雪、避難路の凍結などが避難や救援に当たり大きな障害となることが懸念されるため、除雪対策や避難手段、移動中の救援などについて特別な配慮が必要となる。

2 社会的特徴

(1) 人口分布

本市の人口は93,591人、世帯数は35,812世帯(平成27年国勢調査)で、県人口の7.3%を占めている。

また、65歳以上の人口は24,012人で全体に占める割合は25.6%となっている。

(平成28年5月末現在)。市内には医療機関や高齢者（障がい者）福祉施設があり、これらの要配慮者等利用施設については、避難などの際に特に配慮する必要がある。

(2) 道路の位置・交通機関等

本市は古くから交通の要衝として栄えてきた地域である。現在では、東北新幹線や東北縦貫自動車道、東北横断自動車道釜石秋田線などの高速交通体系が整備され、首都圏とは2時間30分、日本海とは1時間30分で結ばれるなど「東北の十字路口」として交通の利便性は高い。

ア 道路

主要幹線道路として、国道4号線が南北に縦断するとともに、国道107号線が東西に横断している。また、高速道路は東北縦貫自動車道が国道4号線と平行して南北に縦断し、東北横断自動車釜石秋田線は相去地区より西に横断している。高速道路のI.Cは東北縦貫自動車道北上・江釣子I.C、北上金ヶ崎I.C、東北横断自動車道釜石秋田線北上西I.Cの3箇所となっている。

イ 交通機関等

本市は、東北新幹線及びJR東北本線が南北を縦貫し、JR北上線が北上駅から西に横断している。市内の駅は、東北新幹線北上駅、JR東北本線北上、村崎野駅、JR北上線柳原、江釣子、藤根、立川目、横川目、岩沢、和賀仙人駅となっている。

そのほか、市内では（株）岩手県交通によりバスが運行され、市でもコミュニティバスを運行しているほか、県内外各社により高速バスが運行されている。

空港施設は、隣接する花巻市に花巻空港があり、北上駅から約17kmの位置にある。

鉄道施設は多数の者が利用し、人流の重要な拠点となっているため、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなり、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。交通機関では、東日本旅客鉄道(株)、県警察、東北運輸局等関係機関との緊密な連携などに配慮する。

そのほか、本市でも都市基盤整備の進行により自動車交通量が増加し、避難の手段として自家用車の使用を認めると大きな混乱を招くおそれがある。このため、原則として、徒歩、鉄道、バスといった手段による避難を考えるが、中山間地域など地理的条件や交通事情などを考慮したうえで、自家用車等の使用に配慮する。また、住民の市外への避難方法は、既存の交通機関で大量輸送が可能なバスと鉄道を優先に考える。

(3) 重要施設等

ア 産業等

本市は恵まれた高速交通体系のもと、その地域特性を生かし物流ネットワークの中核となる北上流通基地を有するとともに、北上川流域テクノポリス圏域の中核都市として早くから工業団地造成を手掛け、現在では、市内10箇所の工業団地に半導体関連、自動車関連部品等の企業が立地するなど、東北地方でも有数の工業集積地帯となっている。

工業団地等は物流等産業経済の拠点であり、武力攻撃等を受けた場合には、甚大な被害の発生が懸念されるため、施設管理の実態に応じた連絡網の構築等情報伝達の方法について配慮する必要がある。

イ 生活関連等施設

市内にはダムや浄水施設、危険物等の貯蔵所など国民保護法で定める生活関連等施設が所在していることから、迅速な情報収集、関係機関との緊密な連携などに配慮するとともに、特にダム施設は大量の水を蓄えており、破壊された場合には下流に及ぼす被害が多くなるおそれがあるため、周辺住民の避難について配慮する必要がある。

また、水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたるため、関係機関と緊密な連携を図るとともに、市が管理する施設においては、水質や施設来訪者、薬品等の管理を徹底するとともに、応急復旧（給水）など緊急事態への対応体制を充実させていく必要がある。

ウ 観光

北上川の東岸、和賀川合流点付近の奥羽山脈を一望する地に広がる市立公園展勝地は、青森県の弘前、秋田県の角館と並び、みちのく3大桜名所として知られ、毎年4月中旬から5月上旬に開催される「北上展勝地さくらまつり」は、多くの観光客で賑わう。

また、毎年8月上旬は、東北6大まつりの一つ「北上・みちのく芸能まつり」が開催され、市民パレードや鬼剣舞、神楽など市内外から100余組の芸能団体が一同に会するほか、花火大会が開かれ、期間中は多くの人出で賑わう。

県内外及び海外からも大勢の観光客が訪れるが、これらの観光客は一般的に市内の地理に不案内であることや安否情報の把握が困難であるため、情報の伝達や収集、避難誘導の方法などに配慮する必要がある。

第5章 本計画が対象とする事態の類型

本計画が対象とする事態は、県国民保護計画において対象としている以下の武力攻撃事態及び緊急処理事態（テロ等）の類型とする。

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なるものの、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

(1) 着上陸侵攻

他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土へ海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させ、侵攻する事態であり、通常、着上陸侵攻の前段階として、航空機や弾道ミサイルなどその他の攻撃が併用されることが考えられる。

一般的に攻撃は広範囲かつ長期間になることが想定されるが、予測できることから事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難を行うことが想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、着上陸侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム等重要施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態であり、予測困難で突発的に発生することが想定される。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力施設が攻撃された場合やNBC兵器の使用によっては、被害の範囲が拡大するおそれがあり、広域避難の必要も考えられる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態である。発射の兆候を事前に察知した場合においても、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、しかも、極めて短時間に着弾することから、迅速な情報伝達体制等が必要である。

弾頭は、通常弾頭、核(N)弾頭。生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C)弾頭が想定されるが、弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類によって被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

着上陸侵攻に先立ち、あるいは着上陸侵攻の間、航空機による反復攻撃が想定される。弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、攻撃目標の特定も困難である。

広範囲にわたり被害が発生するが、精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもある。

2 緊急処理事態（テロ等）の類型

緊急処理事態の想定は、攻撃対象施設、攻撃手段などにより異なり、国の定める基本指針によれば、以下の4つの類型が想定されている。

【攻撃対象施設等、攻撃手段による分類】

分類		事態の類型	事態の想定
①	攻撃対象施設等による分類	1) 危険性を内在する物質を有する施設への攻撃が行われる事態	・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート・可燃ガス貯蔵施設等の爆破
		2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
②	攻撃手段による分類	1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
		2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 緊急処理事態への対応（法183関係）

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対応については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備

第1節 初動体制等の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制等市の初動体制について、次のとおり定める。

1 24時間体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【市における24時間体制の確保について】

ア 市部局での対応充実

常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化（当直職員及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制とする。

イ 常備消防機関との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市長、その他関係機関への連絡）に限定して北上地区消防組合消防本部に事務を委ねることとする。その際、市においては、初動連絡を受領次第速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は市が北上地区消防組合消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとする。

なお、その後の体制は市地域防災計画に準じた参集体制をとるものとする。

2 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(1) 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の設置基準		体制
事態認定前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外で緊急処理事態の認定に繋がる可能性ある事態が発生した場合など、市の全部課室での対応は不要であるが、情報収集等の対応が必要な場合 		① 初動警戒体制 ※国民保護担当課等の必要人員体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 	① 初動警戒体制 ※国民保護担当課等の必要人員体制
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合など、市の全部課室での対応が必要な場合 ・ その他市長が必要と認めた場合 	② 北上市〇〇対策本部体制 ※ 事案発生時の危機管理に不可欠な要員により構成する体制
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 		③ 市国民保護対策本部体制 ※ 本部の全組織が配置につき、総力をあげて国民保護措置の実施に当たる体制

(2) 職員参集基準

体制	配備職員の範囲
① 初動警戒体制	消防防災部職員が参集
② 市〇〇対策本部体制	※原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度判断するものとする。
③ 市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(3) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、次の項目をあらかじめ定めておく。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備するとともに、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 通信体制の整備等

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

なお、通信施設に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第4節の2「通信確保計画」に、災害時における通信の確保については、同計画第3章第3節「通信情報計画」の例によるものとする。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信体制を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における警報や避難 措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防防災 無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平時から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者等及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第3節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 防災に関する連携体制の活用等

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、防災に関する連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市は、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図るとともに、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握し、定期的に更新を行うとともに、警報の内容、避難経路や輸送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市が管理する道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、また、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と必要な連携を図り、協力体制を構築する。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先等に関する最新の情報を常に把握するとともに、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平時からの意見交換や訓練を通じて、広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

なお、防災関係機関の相互応援協力に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第9節「県・市町村等応援協力計画」の例によるところとする。

5 自主防災組織等に対する支援(法4③)

(1) 自主防災組織の充実

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知や自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織の育成強化に関しては、住民の自治及び自主防災組織の自主性を尊重するとともに、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第2節「地域防災活動活性化計画」の例によるところとする。

(2) ボランティア団体等との連携

市は、防災に関する連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

なお、ボランティアの支援に関しては、ボランティア関係団体等の自主性を尊重するとともに、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第11節「ボランティア活動計画」の例によるところとする。

(3) 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連

携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

なお、消防団の活性化に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第2節「地域防災活動活性化計画」の例によるものとする。

第2章 国民保護措置に関する平時からの備え

市は、警報の伝達、避難、救援及び武力攻撃災害への対処等国民保護措置の実施のために必要な情報の収集等に関する平時からの備えについて、次のとおり定める。

市は、これらの情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

1 情報収集・提供等の体制整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者を定めるなど、必要な体制を整備する。

また、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保に関して必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

(2) 安否情報の収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ安否情報の整理担当者、回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

市は、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等が理解されるよう事前に周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。

(2) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」）平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(3) 大規模集客施設等の把握

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、あらかじめ県との役割分担も考慮して定める。

【大規模集客施設の例】

- ① 学校
- ② 病院
- ③ 駅
- ④ 空港
- ⑤ 商業施設（店舗面積1,000㎡以上の店舗）
- ⑥ 文化施設（定員100人以上のホール等を有する施設）
- ⑦ 運動施設（屋内外を問わず収容人員100人以上の施設を有する施設）
- ⑧ 宿泊施設（ホテル・旅館において客室20室以上の施設を有する施設）
- ⑨ 事業所等（従業員100人以上の施設）
- ⑩ その他人の集まる施設（収容人員100人以上若しくは建物面積1,000㎡以上の建物）

3 避難に関する基本的事項

(1) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平時から隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等についての意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により緊密な連携を確保する。

(2) 要配慮者等への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時へ対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者等の避難対策を講じる。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重

要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(3) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進するとともに、平時からこれら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、各学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

4 避難実施要領のパターンの作成（法61関係）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、岩手県地域防災計画第2章第5節「避難対策計画」及び第3章14節「避難・救出計画」並びに消防庁が作成するマニュアル等を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、要配慮者等の避難方法等についても配慮するものとする。

5 救援に関する県との調整等

市は、県からの救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

また、市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備す

るとともに、避難に関する平時の取り組みと平行して、関係機関との連携体制を確保する。

6 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

なお、輸送・交通拠点及び緊急輸送道路の指定並びに緊急輸送に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第6節「交通確保・輸送計画」の例によるところとする。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報を共有する。

【把握しておくべき情報】

情報別	内 容
輸送力に関する情報	① 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、タクシー、船舶、飛行機等）の数、定員など ② 運送事業者の本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
輸送施設に関する情報	① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など） ③ ヘリポート（ヘリポート名、面積、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

7 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人員等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の例】

- ① 武力攻撃災害から直接的な被害を軽減する施設
- ② 武力攻撃災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を一時的に収容する施設
- ③ 応急仮設住宅等の建設が可能な用地をもつ施設
- ④ 炊き出しや医療提供などの救援活動が実施できる施設

- ⑤ 避難誘導のため一時的に集合するための施設
- ⑥ 避難住民を保護し、自己の住宅に復帰するまで居住の安定を図ることができる収容施設（応急仮設住宅を含む。）

8 生活関連等施設の把握等（法102③）

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるとともに、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」〔平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知〕に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設及び危険物質等の種類及び所管する省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	関係法令	所管省庁
第27条 生活関連 等施設	1号	発電所、変電所	電気事業法2	経済産業省
	2号	ガス工作物	ガス事業法2	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法3	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法8	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法2	総務省
	6号	放送用無線設備	放送法2	総務省
	7号	水域施設、係留施設	港湾法52	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法2	国土交通省
	9号	ダム	河川管理施設等構造令第2章	国土交通省 農林水産省
第28条 危険物質 等 (令28⑩) (法103①)	1号	危険物	消防法2	総務省消防庁
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法2	厚生労働省
	3号	火薬類	火薬類取締法2	経済産業省
	4号	高圧ガス	高圧ガス保安法2	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力基本法3	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力基本法3	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律2	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律44	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	電気事業法38	経済産業省

	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 2	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規定等に関する法律 2	経済産業省

【生活関連等施設に関する情報整理項目】

- 施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模等

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄（法142、147）

市は、食料や生活必需品等、必要な物資の公的備蓄の充実及び飲料水の供給体制の確立、管理する防災資機材等の点検、整備に努める。さらに、防災における生産・流通・保管事業者等と物資調達に関する既存の協定を見直すなど、流通備蓄を利用し調達ルートを多様化することにより、必要な物資、資材の確保に努める。

また、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みには限界があることから、自然災害と同様、住民自ら備えていくことが期待される。

なお、食料や生活必需品等の備蓄及び防災資機材等の整備に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第6節の2「食料・生活必需品等の備蓄計画」及び第8節「防災施設等整備計画」の例によるものとする。

(1) 防災のための備蓄との関係（法146）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、仮設トイレ、燃料など

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法145）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発・訓練等

武力攻撃災害による被害を最小限にとどめるためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があるため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、国民保護に関する知識や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を定める。

また、市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護に関する啓発（法43関係）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、要配慮者等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発等と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

なお、防災知識の普及に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第1節「防災知識普及計画」の例によるものとする。

(3) 学校における教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、所管する学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

【住民への周知が必要な事項】

- ① 警報や避難指示等の伝達方法
 - ② 警報に係るサイレン音の意味
 - ③ 武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市(町村)長等に対する通報義務
 - ④ 不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等
 - ⑤ 弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民がとるべき行動
 - ⑥ 特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止
- (5) 住民の協力に関する啓発

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等、住民の自発的な意思により協力を求める必要があるものについて、その内容や方法等の啓発に努める。

(6) 市による研修

市は、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等、国の研修機関や外部有識者等を有効に活用し、広く職員の研修機会を確保する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング*等を活用するなど多様な方法により研修を行う。

* eラーニングとは、パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。

2 訓練（法42関係）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対応力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実

践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。(法42①)
なお、防災訓練に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第3節「防災訓練計画」の例によるものとする。

② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに(法42③)、特に要配慮者等への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練の参加はあくまでも住民の自発的な意思に委ねられるものであり、参加、協力が強制にわたることがないように十分に配慮する。(法4②)

③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画やマニュアル等の見直し作業等に反映する。

④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。(法42②関係)

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

市は、原因の明らかではない被害が発生した場合においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急措置を行っていくことが極めて重要となることから、政府による武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置

(1) 初動警戒体制

市は、事態認定はないものの、初動警戒体制を講ずべき事態が発生した場合は、情報収集及び初動活動を適切に実施するため、北上市災害警戒本部の組織等に準じて消防防災部の職員が参集し、初動警戒体制を速やかに確立するものとする。

市は、事態の状況に応じて、市が管理する公共施設の安全確保を図るとともに、市が管理する生活関連等施設においては必要な対策を講じるものとする。また、県が所管する生活関連等施設の対策についても連携を図る。

なお、初動体制に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第1節「活動体制計画」の例によるものとする。

(2) 北上市〇〇対策本部の設置

住民からの通報、その他現場からの情報等により、市職員が多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。また、消防本部においても通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

市長は、当該事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「北上市〇〇対策本部」を設置する。

(3) 北上市〇〇対策本部の役割

北上市〇〇対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、北上市〇〇対策本部を設置した旨について、県（総合防災室）に連絡を行う。

この場合、北上市〇〇対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(4) 初動措置の確保

市は、北上市〇〇対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

(5) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(6) 市対策本部への移行に要する調整

北上市〇〇対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、北上市〇〇対策本部は廃止する。

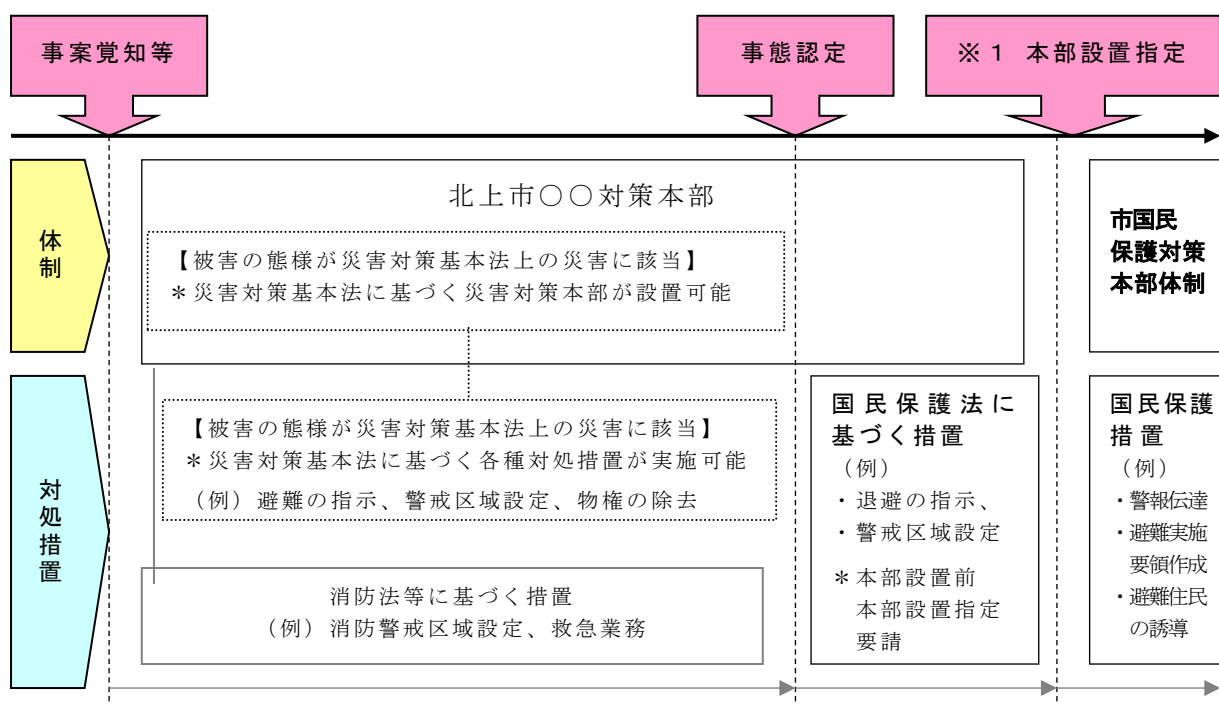
【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害[※]に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を、市関係部課室に対し周知徹底する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとする。

※ 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされており、あらゆる災害に対応するものではない。

【国民保護に係る体制・対処措置の関係】



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力事態等の認定が行われたが、当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動警戒体制又は北上市〇〇対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

また、市長は、事態認定がなされたが、当該市に対し、対策本部設置の指定がない場合であっても、必要に応じ国民保護法に基づき、対策本部設置の要請、退避の指示、警戒区域の設定などの措置等を行う。（法26②、29⑪、111、112、113、114関係）

※ 消防庁における体制

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であ

り、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

※ 岩手県における事態認定前における初動措置

知事は、現場からの情報などにより、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、県としての確かつ迅速に対処するため、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、「岩手県〇〇事故（事件）対策本部」若しくは「岩手県テロ災害対策本部」を速やかに設置するとともに、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置について、情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

なお、市対策本部の組織・機能等については、指示系統等に混乱が生じないよう、原則として「北上市災害対策本部規程」に準ずることとし、市対策本部の組織及び運営に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第1節「活動体制計画」の例によるものとする。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の流れ

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法25）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置（法27）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。事前に北上市〇〇対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員	
	第1順位	第2順位
市対策本部長（市長）	副市長	企画部長
市対策副本部長（副市長）	企画部長	財務部長
市対策本部員	部局内主管課長	部局内課長

* 一斉参集システムとは、大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会並びに関係機関等に市

対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請（法26②）

市長は、政府による事態認定がなされ、当該市が市対策本部を設置すべき市として指定されていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市としての指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の廃止（法30）

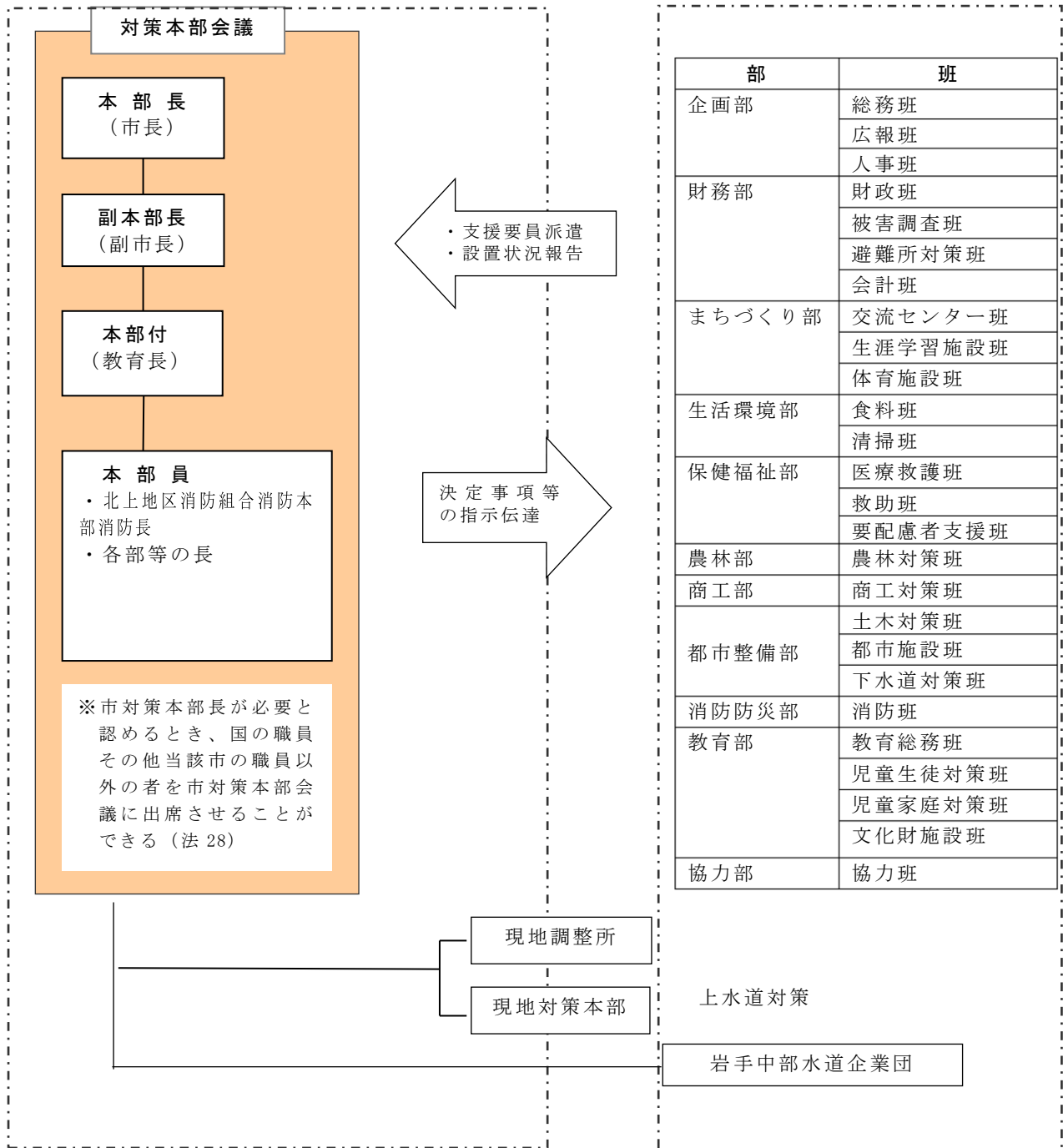
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市対策本部の組織構成及び機能（法28、41関係）

(1) 市対策本部の組織

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、次のとおりとする。

【北上市国民保護対策本部組織図】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする。

市対策本部には、各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

(2) 事務分掌

【対策本部直轄事務】

- ① 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること。
- ② 警報、緊急通報の伝達に関すること。
- ③ 避難実施要領の策定に関すること。
- ④ 避難の指示に関すること。
- ⑤ 警戒区域の設定、退避の指示に関すること。

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部	班	構成課等	事務分掌
各部共通			<ul style="list-style-type: none"> ・各部の配備及び連絡調整に関すること。 ・所管する業務に関連する事項の被害状況の取りまとめに関すること。
企画部	総務班	政策企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ・市国民保護対策本部の設置、運営に関すること。 ・各部が実施する国民保護措置の総合調整に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊派遣要請の求めに関すること。 ・特殊標章の交付等に関すること。 ・本部の庶務に関すること。 ・各地区の災害発生状況の報告に関すること。 ・通信情報に関すること。 ・電話その他の通信施設の提供に関すること。 ・その他、他部に属さない事項に関すること。
	広報班	都市プロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する広報全般に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・記録写真等の整備提供に関すること。 ・住民への広報活動に関すること。
	人事班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること。 ・要員の確保に関すること。 ・各部の人員の把握及び調整に関すること。 ・関係機関、団体等に対する人的協力及び応援要請に関すること。 ・応援者の受入れ及び配置に関すること。 ・外国人への警報内容等の周知及び安否確認に関すること。 ・交戦国出身者、観光客等の保護に関すること。

部	班	構成課等	事務分掌
財務部	財政班	財政課 契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置関係予算に関すること。 ・生活関連物資等の価格の安定措置に関すること。 ・市有財産等の貸付及び使用に関すること。 ・車両の確保及び配車に関すること。 ・緊急輸送車両の確保に関すること。 ・避難住民、物資の輸送に関すること。 ・燃料の確保に関すること。 ・他部に属さない市有財産の被害調査に関すること。
	被害調査班	市民税課 資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害の調査に関すること。 ・安否情報の収集に関すること。 ・住家等の被害調査に関すること。 ・市税の減免及び納税相談等に関すること。
	避難所対策班	収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置に関すること。 ・避難所の収容に関すること。
	会計班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・会計に関すること。 ・被害見舞金の出納保管に関すること。
まちづくり部	交流センター班	地域づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センターの被害調査及び応急対策に関すること。 ・交流センター指定管理者との連絡調整に関すること。
	生涯学習施設班	生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	体育施設班	スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
生活環境部	食料班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急食料の確保及び配給に関すること。 ・炊出しの手配及び給食に関すること。
	清掃班	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の清掃に関すること。 ・廃棄物の処理に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・遺体処理及び埋葬に関すること。 ・衛生施設等の被害調査に関すること。 ・環境への影響調査に関すること。

部	班	構成課等	事務分掌
保健福祉部	医療救護班	健康増進課 国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・助産に関すること。 ・医療薬品、衛星資材及び医療資材の確保に関すること。 ・医療機関及び医療関係者の動員に関すること。 ・医療救護班の編成及び活動に関すること。 ・救護所に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・医療施設等の被害調査に関すること。
	救助班	福祉課 長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護法に基づく救助事務の総括 ・被災者に対する給与物資及び生業資金に関すること。 ・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・り災者の相談に関すること。 ・日本赤十字社その他社会事業団体との連絡に関すること。 ・赤十字標章の交付等に関すること。 ・ボランティア活動に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査に関すること。 ・その他厚生援護に関すること、
	要配慮者支援班	福祉課 長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者対策に関すること。
農林部	農林対策班	農林企画課 農業振興課 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗、趣旨等の確保あつせんに関すること。 ・農業用施設の応急修理に関すること。 ・病虫害の駆除に関すること。 ・家畜の診療、防疫及び飼料の確保並びに応急対策に冠すること。 ・被災農林家への災害融資に関すること。 ・農林業関係者の被害調査に関すること。
商工部	商工対策班	商業観光課 産業雇用支援課 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客、宿泊客の動向の把握(避難・救援) ・被災商工業者への災害融資に関すること。 ・商工業及び観光関係施設等に関すること。

部	班	構成課	事務分掌
都市 整備部	土木 対策班	道路環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋梁の被害調査及び応急修理に関すること ・障害物の除去に関すること。 ・交通の禁止及び制限等の交通の確保に関すること。 ・応急復旧資材の確保に関すること。
	都市 施設班	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 ・住宅の確保及び応急仮設住宅の建設に関すること。 ・応急復旧用建築資材の確保に関すること。 ・応急危険度に関すること ・都市施設の被害調査及び保全に関すること。 ・土木対策班への協力に関すること。
	下水道 対策班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査及び保全に関すること。 ・土木対策班の協力に関すること。
消防 防災部	消防班	消防防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防活動に関すること。 ・消防団の出動命令に関すること。 ・自主防災組織等の連絡調整及び支援に関すること。 ・避難勧告等及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・危険物の保安に関すること。 ・被害者の救出に関すること。 ・行方不明者の捜索及び手配に関すること。 ・遺体の捜索及び収容に関すること。 ・り災証明に関すること。 ・被災地の秩序維持に関すること。 ・防災行政無線に関すること。 ・市国民保護協議会に関すること。 ・国民保護に関する備蓄等に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。
教育部	教育 総務班	教育部 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	児童生 徒対策 班	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・り災児童生徒の被害調査に関すること。 ・児童、生徒の応急教育に関すること。 ・学用品の調達及び支給に関すること。

	児童家庭対策班	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前のり災児童の被害調査に関する事。 ・就学前のり災児童の支援に関する事。
	文化財施設班	文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護及び被害調査に関する事。
協力部	協力班	議会事務局 監査委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部への協力に関する事。

上水道対策 岩手中部水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> ・断水地域の情報収集及び報告に関する事。 ・応急対策の事務処理に関する事。 ・水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・飲料水の確保に関する事。 ・被害地域への応急給水に関する事。 ・避難所への応急給水に関する事。
--------------------	--

(3) 市対策本部における広報

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広聴広報体制を整備する。

なお、広聴広報活動に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第5節「広聴広報計画」の例によるところとする。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、記者会見、記者発表、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

- * 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することがないように迅速に対応する。
- * 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- * 県と連携した広報体制を構築する。

(4) 市現地対策本部の設置（法28⑧）

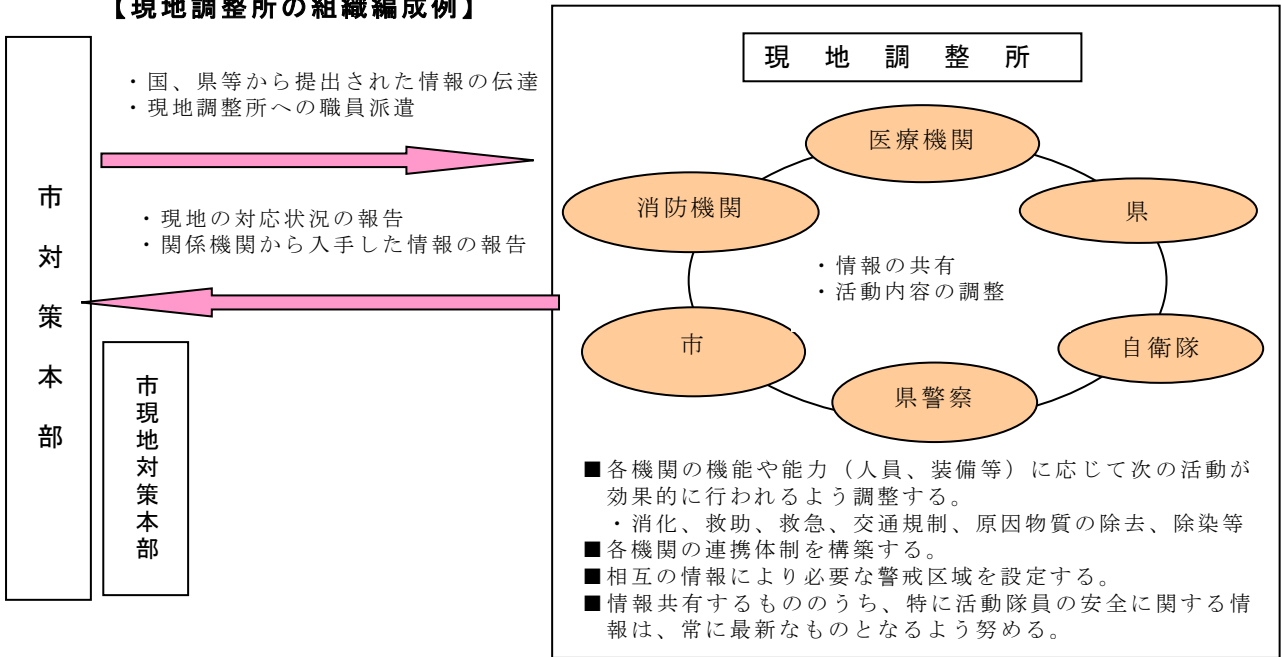
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。

② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

③ 現地調整所においては、現場レベルによる各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に活かすことが可能となる。

④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

(6) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎資料を準備する。

【基礎的資料】

- ① 住宅地区
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- ② 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- ③ 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ④ 避難施設のリスト (データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ⑥ 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ⑦ 関係機関 (国、県、民間事業者等) の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市町村対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- ⑧ 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ⑨ 消防機関のリスト
(※ 消防本部、消防署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

3 市対策本部長の権限 (法29)

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 (法29⑤)

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請 (法29⑥、⑦)

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請す

ることを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法29⑧）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施（法29⑪）

市長は、市対策本部が設置されていない場合でも、避難、救援等の初動対応が迫られるような緊急の場合には、「北上市〇〇対策本部」において、国民保護措置を実施する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、コミュニティFM、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

また、市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、自体の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合においても、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 知事等への措置要請（法16④）

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め（法16⑤）

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(5) 県への応援の要求（法18①）

市長、その他市の執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合において、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

2 自衛隊との連携

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法20）

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣）

また、通信の途絶等により、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊岩手地方協力本部（第1優先連絡先）又は陸上自衛隊第9師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

なお、国民保護等派遣に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」の例によるものとする。

【国民保護等派遣により想定されている自衛隊が行う国民保護措置の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等） |
|--|

※ 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものとされている点に留意する。

(2) 出動部隊等との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 他の市町村長等への応援の要求（法17①）

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

なお、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 事務の一部の委託（法19、令4）

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平時における調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにし

て委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

(3) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。（法17①）

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。（法19、令4）

4 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請（法21③）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な措置を要請する。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法21②）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請（法151①、③関係）

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市は、当該派遣要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等

のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17①）

(2) 職員派遣のあっせん（法152）

市は、前項の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

6 自主防災組織等に対する支援（法4③）

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

7 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たっては強制にわたることがあってはならないとされていることに留意する。

(1) 避難住民の誘導に必要な援助（法70）

避難住民の誘導を行う者は、必要があると認める場合には、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 市職員と一体となって避難住民の先導をすること。
- ② 移動中における食料等の配給の役割を担うこと。
- ③ 要配慮者等の避難を援助してもらうこと。 など

(2) 救援に必要な援助（法80①）

市長又は市の職員は、救援に関する事務の委任を受けた場合において必要があると認めるときは、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助（法115①）

市長若しくは消防吏員、その他の市の職員は、市の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 消火のための水を運搬すること。
- ② 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること。
- ③ 被災者の救助のための資機材を提供すること。

(4) 保健衛生の確保に必要な援助（法123①）

市長若しくは市の職員は、武力攻撃災害の発生により市の区域内における住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ① 健康診断の実施
- ② 感染症の動向調査の実施
- ③ 水質の検査の実施
- ④ 感染症予防活動の実施
- ⑤ 被災者の健康維持活動の実施

第4章 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃事態等における警報の伝達等（法47）

(1) 警報の伝達

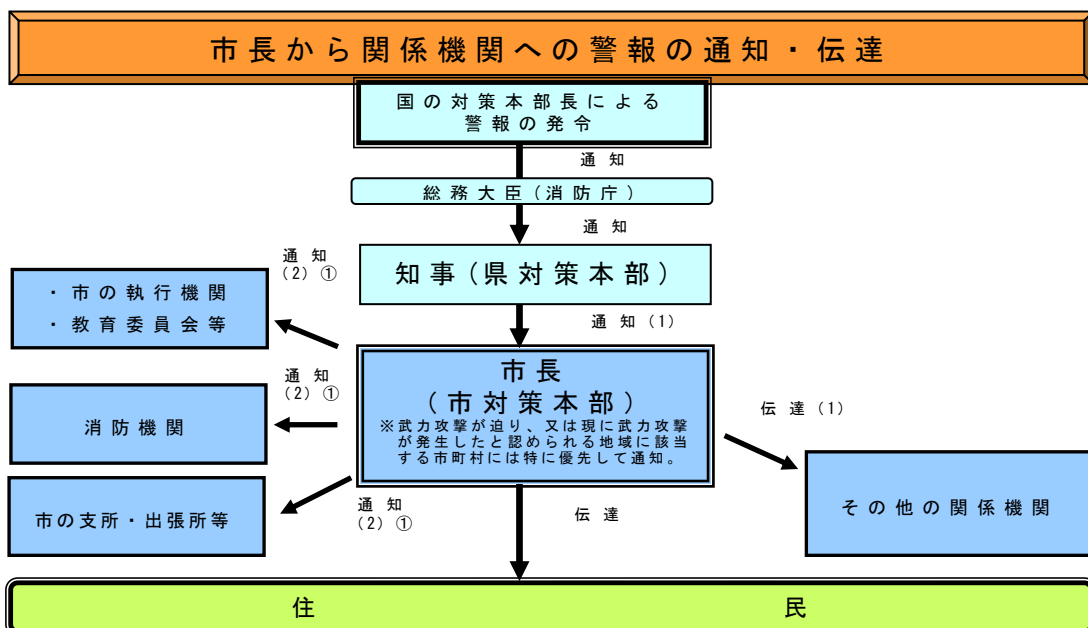
市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に伝達するほか、大規模集客施設等の管理者に対して警報の伝達に努めるものとする。

なお、警報の伝達に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」の例によるものとする。

(2) 警報の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関、その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表について速やかに行うとともに、市のホームページ等に警報の内容を掲載する。

※【警報の通知・伝達の流れ】



※市長は、ホームページ（[※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。](http:// ~ ”>http:// ~ ”）に警報の内容を掲載。</p>
</div>
<div data-bbox=)

【国の発令する警報の内容】（法44関係）

- ア 武力攻撃事態等の現状及び予測
- イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃事態が発生したと認められる地域
(該当する地域が特定できないときは、当該事項が定められない場合がある)
- ウ 前二号に掲げるもののほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

※ 放送事業者である指定地方公共機関による警報の放送（法50）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

2 警報伝達の方法等

(1) 警報の伝達方法（法47②）

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。

市長は、警報の伝達方法については、原則として全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

【全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合】

全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等の手段により、周知を図る。

(2) 警報伝達の体制整備

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平時における地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれ

の特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 要配慮者等への伝達

警報の伝達においては、特に、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者等について、防災・福祉部局との連携のもとで避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者等に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達等（法51②）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする）

3 緊急通報の伝達及び通知（法100②）

緊急通報の関係機関への通知や住民等への伝達方法については、原則として警報の通知・伝達方法と同様とする。

※ 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送（法101）

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。

4 緊急対処事態における警報の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

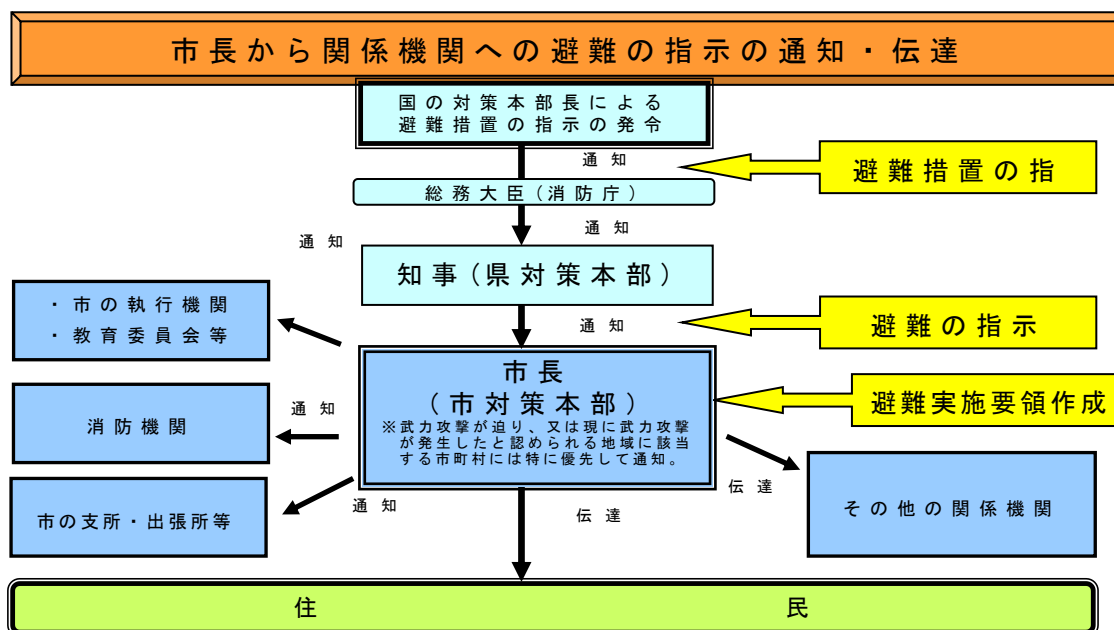
第5章 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。（法54、55関係）

【避難の指示の流れ】



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行

【避難の態様】

ア 屋内避難

自宅若しくは近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等へ、徒歩を原則としてできるだけ速やかに避難する。

イ 市町村内避難

当該市町村内の避難施設へ、徒歩を原則として避難する。ただし、要配慮者等の避難に限りバスや自家用車等を補完的に使用する。

ウ 県内避難

市町村内の避難施設（集合場所）から県内の当該市町村以外の市町村の避難施設へ、バス等を利用して避難する。

エ 県外避難

市町村内の避難施設（集合場所）から県外の避難施設へ、バス等を利用して避難する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定（法61①）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】（法62②）

- ① 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、その内容が簡潔なものとなることもあり得る。

【県計画における「避難実施要領作成の際の主な留意事項」としての避難実施要領の項目】

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」

A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする

② 避難先

避難先の施設名及び所在地を可能な限り具体的に記載する。

例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や輸送の拠点となるような、一時集合場所等の場所名及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自転車等の使用を可とする。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例：バスの発車時刻：〇月〇日 15：20、15：40、16：00

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者等への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例：集合に当たっては、要配慮者等の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、非難の単位ごとに不在確認を行い、残留等の有無を確認する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15：30より10分間隔運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者等への対応

要配慮者等、自ら避難する事が困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。

例：誘導に際しては、要配慮者等、自ら避難する事が困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。
避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・、水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

例：避難誘導要員は、○月○日18：00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、防止や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0197-××-××××

担当 北上太郎

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握〔屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）〕
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、関係運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者等の避難方法の決定（避難行動要支援者支援計画、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路の設定、交通規制（警察との調整、道路管理者との連絡）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

岩手県A市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

[避難経路及び避難手段]

① 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号又はAA通りを使用すること。

バスの場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線AA駅前広場に集合する。

その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又はAA通りを使用すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導にしたがって、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営委員
- ・水・食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、避難を指示した地区に残留者がいないか速やかに確認する(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける)。

(3) 要配慮者等に対する避難誘導

誘導に当たっては、要配慮者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、防止や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 北上太郎

TEL 0197-××-×××× (直通)

FAX 0197-××-××××

・・・以下略・・・

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

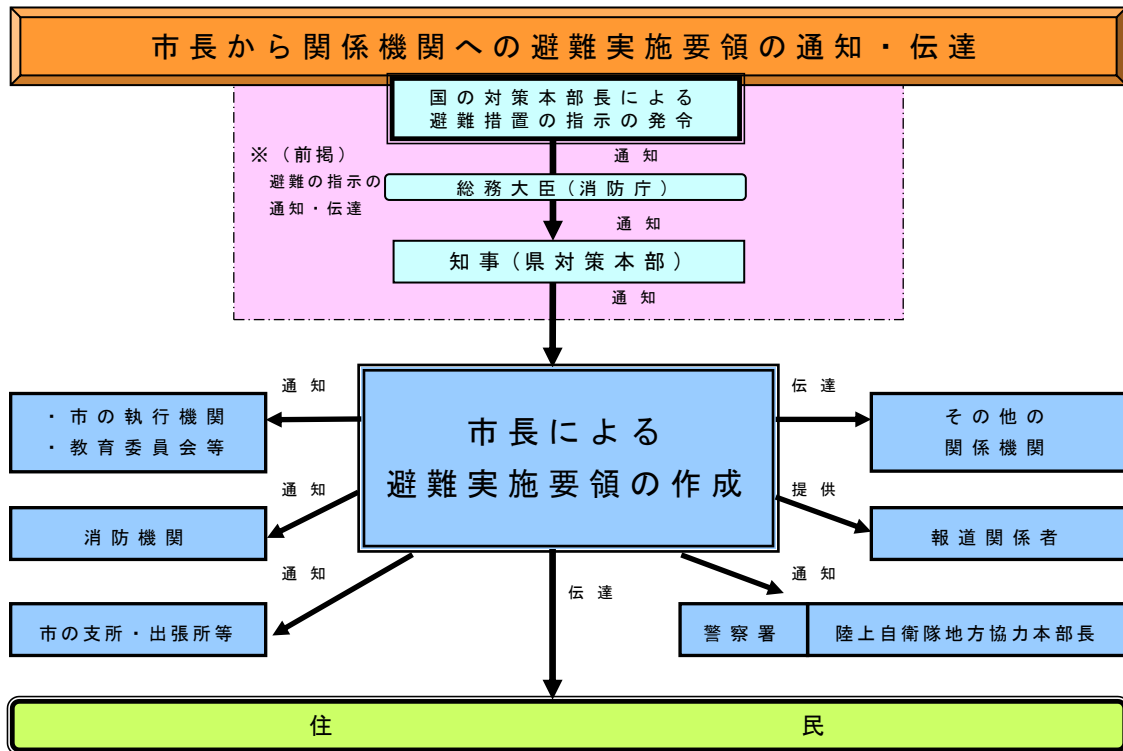
(3) 避難実施要領の伝達等（法61③）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を速やかに提供する。

【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



3 避難住民誘導に当たって配慮すべき事項

(1) 避難に当たって配慮すべき地域特性等

ア 市は、冬期間及び積雪時における住民の避難に当たっては、避難の経路や交通手段が限定され、道路等の凍結などから移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、十分に配慮するものとする。

イ 住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるが、知事は、中山間地域など交通手段等が限られている地域などにおいて、避難の指示を行うに当たっては、地理的条件や交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いたうえで、自家用車等を交通手段として示すことについても十分に配慮するとしていることから、市においても、知事による避難の指示の内容を踏まえ、避難手段の確保について自家用車等の使用に配慮するものとする。

(2) 事態の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難を伴うわが国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づく具体的な避難措置の指示を踏まえて対応することが基本となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

イ グリラや特殊部隊による攻撃の場合

① グリラ・特殊部隊による攻撃においては、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、グリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② グリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、移動の安全が確保されない場合については、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあ

り得る。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

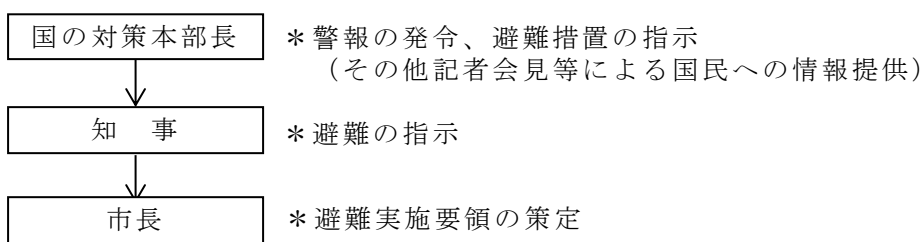
特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

ウ 弾道ミサイルによる攻撃の場合（急襲的に航空攻撃が行われる場合も含む）

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地下階、地下駐車場、地下通路等の地下施設に避難することとなる。
- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】



○ 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示。実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

エ NBC 攻撃の場合

NBC 攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示及び知事による避難の指示に基づき、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意するものとする。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合の避難においては、国の対策本部における専門的な分析をふまえて出される避難措置の指示を受けて、知事が避難の指示を行うこととなるが、事態の状況に応じて、次の事項に留意する。

- コンクリート造り等の堅ろうな建築物等への屋内避難指示。
- 事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合の避難指示。
- 住民の避難誘導に際して、手袋、帽子、雨ガッパ等による外部被ばくの抑制、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することによる内部被ばくの低減に留意する。

(3) 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の住民が本市へ避難してくることが考えられる。

こうした市町村の区域を越える避難の際には、知事の指示及び避難実施要領並びに関係機関とあらかじめ締結した協定等に基づき、住民の避難誘導を行う。

また、知事からの通知により本市が避難先地域となり、他の都道府県及び市町村からの避難住民等を受け入れたときは、救援のための物資又は資材を必要に応じて供給するものとする。

(4) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設との連携

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

4 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法62）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である）

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者等の人員輸送車両等による輸送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

なお、消防事務を共同している本市の場合、当該消防機関は、構成市町の避難

実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされているため、平時から市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法63）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは、十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請（法70）

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たっては強制にわたることがあってはならないとされていることに留意する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供（法62⑥）

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者等への配慮

市長は、要配慮者等の避難を万全に行うため、「要配慮者支援班」を迅速に設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者等への連絡、輸送手段の確保を的確に行うものとする。

また、自然災害時への対応として作成している「避難行動要支援者名簿」を活用しつつ対応を行う。その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議のうえ、その役割を考える必要がある。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込

まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応（法66①）

避難の指示に従わずに、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

【危険な事態が発生するおそれがあると認められる行為者等の例】

- ① 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- ② 避難の流れに逆行する者

(8) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 通行禁止措置の周知（法155②関係）

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

なお、交通規制に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第6節「交通確保・輸送計画」の例によるものとする。

(10) 県に対する要請等（法144、62⑥、67関係）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に県による医療班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(11) 避難住民の運送の求め（法71①、72）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(12) 避難住民の復帰のための措置（法69）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民の誘導、情報の提供等の避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第6章 救援

避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、市が行う救援に関する措置の内容等について、次のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施（法76①）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

【救援措置】（法75、令9）

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助（法76②）

市長は、前項で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 知事から委任を受けた場合に実施する救援事務の留意事項

■収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

① 避難所

避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容するものであり、原則として学校、公民館等、既存の建物を利用する。

② 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものである。

(留意点)

- 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- 要配慮者等に対する福祉避難所の把握と供与
- 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、要配慮者等を収容する長期避難住宅等の供与
- 収容期間が長期にわたる場合の対応〔長期避難住宅等（公営住宅、民間賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む）とその用地の把握〕
- 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 避難所の設置、管理・運営に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。
- 応急仮設住宅の供与に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」の例によるものとする。

■食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 炊き出し、その他による食品の給与

避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して、被災者が直ちに食することができる現物により行うものである。

② 飲料水の供給

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものである。

③ その他生活必需品の給与又は貸与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(留意点)

- 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- 提供対象人数及び世帯数の把握
- 引渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制
- 炊き出し等、食品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第16節「食料、生活必需品供給計画」の例によるところとする。
- 飲料水の供給に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の例によるところとする。
- 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第16節「食料、生活必需品供給計画」の例によるところとする。

■医療の提供及び助産

① 医療の提供

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、次の範囲内で応急的に処置するものである。

医療の提供は医療救護班で行うが、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

② 助産

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して、以下の範囲内で行うものである。

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(留意点)

- 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- 避難住民等の健康状態の把握
- 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- 公的医療機関及び民間医療機関に対する医療救護班の派遣の依頼
- 医療及び助産に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第15節「医療・保健計画」の例によるものとする。

■医療活動体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、負傷者等に対してトリアージ及び応急的な医療処置を講ずる初動医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講ずる後方医療体制及び傷病者の搬送体制を北上市地域防災計画第3章第15節「医療・保健計画」に準じて整備し、それぞれ連携させて行っていくものとする。

■被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものである。

(留意点)

- 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
- 被災者の救出に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。
- 行方不明者の捜索に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるものとする。

■埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者について、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において死体の応急的処理程度のものを行うものである。

- ア 棺（附属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬
- ウ 骨つぼ及び骨箱

（留意点）

- 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
- 埋葬に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によることとする。

■電話、その他の通信設備の提供（法78）

市長は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器、その他必要な通信設備を避難所に設置し、利用させる。

（留意点）

- 収容施設で保有する電話、その他の通信設備等の状況把握
- 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- 電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
- 聴覚障がい者等への対応

■武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に

必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものである。

(留意点)

- 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- 応急修理の相談窓口の設置
- 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」の例によるものとする。

■学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、以下に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものである。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(留意点)

- 児童生徒の被災状況の収集
- 不足する学用品の把握
- 学用品の給与体制の確保
- 学用品の給与に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第23節「文教対策計画」の例によるものとする。

■死体の捜索及び処理

① 死体の捜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、以下の範囲内において死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものである。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案（検案は原則として医療救護班において行う）

（留意点）

- 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、自衛隊及び消防団等の関係機関との連携
- 被災情報、安否情報の確認
- 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- 死体の一時保管場所の確保
- 死体の捜索及び死体の処理に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第21節「行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画」の例によるところとする。

■武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものである。

（留意点）

- 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- 障害物の除去の施工者との調整
- 障害物の除去の実施時期
- 障害物の除去に関する相談窓口の設置
- 被災住民の日常生活の直接の障害となっている障害物の除去に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるところとする。

(3) その他救援に関する事務

市長は、国民保護法第76条第1項の規程により、知事から救援に関する事務の一部を市長が行うこととなる通知があった場合、次の措置を講ずる。

救援への協力	救援に必要な援助について協力要請、安全配慮	法80
物資の売渡しの要請等	救援に必要な特定物資の売渡し要請、収用・保管命令	法81
土地等の使用	救援に必要な土地、家屋又は物資の使用	法82
公用令書の交付	公用令書の交付	法83
立入検査等	立入検査等	法84
医療の実施の要請等	救援に必要な医療の実施要請、指示、安全配慮	法85

3 救援における関係機関との連携

(1) 県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平時において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(2) 県への要請等（法16、144）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

また、市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

そのほか、武力攻撃災害において備蓄する物資又は資材が不足したときは、知事に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携（法7、76、77③関係）

市長は、救援に係る事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社の自主性を尊重しつつ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等（法79①）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

4 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が受入れを希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先を市対策本部及び県の対策本部を通じて国民に公表する。

また、国民、企業等から送られた救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 生活関連等施設の安全確保等

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実応とともに、特殊な武力攻撃災害への実応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処（法97②）

市長は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 対処に当たる職員の安全確保（法22、105⑯、110関係）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のために必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

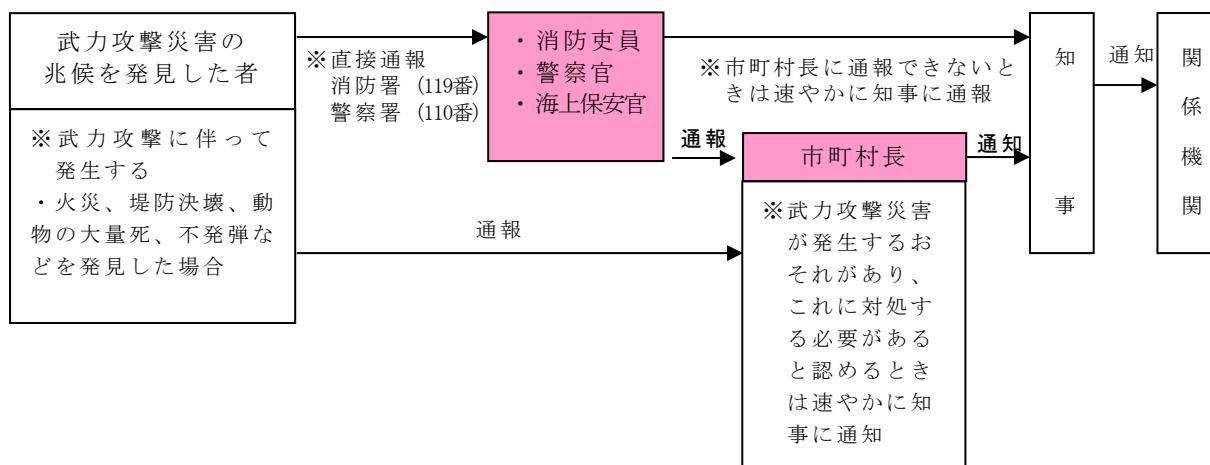
(1) 消防吏員の通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 市長による知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【通報の流れ】



3 生活関連等施設の安全確保（法102関係）

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（法102③、④）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、生活関連施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。このほか、一部事務組合を構成して、生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

なお、生活関連等施設における安全確保に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第12節「危険物施設等安全確保計画」の例によるところとする。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①、③）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

<対象>

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（令29）

<措置>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
(危険物については消防法第12条の3)② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
(法103③第2号)③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 (法103③第3号) |
|---|

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (法103②、④)

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、前項【措置】の①～③の各措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

なお、危険物施設に係る応急対策に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第27節「危険物施設等応急対策計画」の例によるものとする。

第2節 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、特殊な対応が必要となることから、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるための必要な事項について、次のとおり定める。

1 NBC攻撃災害への対処

(1) 応急措置の実施（法112、114）

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 知事への措置要請（法97⑥）

市長は、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

2 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

3 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、北上保健所及び県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

(3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

4 汚染の拡大を防止するための措置（法107③、108②、109③）

市長又は関係消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法108①	汚染され、又は汚染された疑いがある対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	〈占有者に対し、以下を命ずる〉 ・移動の制限、移動の禁止、廃棄
2号	生活の用に供する水	〈管理者に対し、以下を命ずる〉 ・使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限、移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限、立入りの禁止、封鎖
6号	場所	・交通の制限、交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続】（令31）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該措置を講ずる旨② 当該措置を講ずる理由③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）④ 当該措置を講ずる時期⑤ 当該措置の内容 |
|---|

5 要員の安全の確保（法105⑯）

市長又は関係消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 武力攻撃原子力災害への対処

本県には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、隣接する青森県には原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所があり、宮城県には、女川原子力発電所があることから、武力攻撃原子力災害が発生した場合、風向き等によっては県内の市町村が影響を受ける可能性があるほか、県内を核燃料物質輸送車両が通過していることから、武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出される事態が発生した場合における周囲への影響等にかんがみ、市は、次に掲げる措置を講ずる。

なお、各対処に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針及び岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）の例によるところとする。

1 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等（法105関係）

- (1) 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
- (2) 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
- (3) 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- (4) 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

2 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命ずるよう知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるよう知事が要請するよう求める。

3 住民の避難誘導

- (1) 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- (2) 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、北上市地域防災計画(原子力災害対策編)の例により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

4 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、及び原子力災害対策指針の定め例により行うものとする。

5 スクリーニング及び避難退避時検査の実施

市長は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び避難退避時検査の実施については、北上市地域防災計画(原子力災害対策編)及び岩手県地域防災計画(原子力災害対策編)第3章第7節「医療・保健計画」の定め例により行うものとする。

6 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)及び原子力災害対策指針に定められた措置に準じた措置を講ずる。なお、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

7 モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、北上市地域防災計画(原子力災害対策編)等及び岩手県地域防災計画(原子力災害対策編)に定められた措置に準じた措置を講ずる。

8 職員の安全の確保(法105⑮)

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

第4節 応急措置等の実施

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の応急措置を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 災害拡大の防止措置（市町村長の事前措置等／法111①）

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

【武力攻撃災害が発生するおそれがあると認められる設備又は物件の例】

- 設備：危険物貯蔵施設、火薬庫、堅固でない橋梁、高い煙突、広告塔等
- 物件：材木、危険物、毒劇物等

【必要な措置の例】

- 補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等の措置

2 退避の指示（法112）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による退避の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示の内容】

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

【退避の指示の例】

- * 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時避難すること。
- * 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等（法22）

- ① 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

3 応急公用負担等（法113）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 警戒区域の設定に伴う措置等（法114）

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。（法193）

なお、警戒区域の設定に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第14節「避難・救出計画」の例によるものとする。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法22）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動、救急・救助活動等を行い、武力

攻撃災害を防除、軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

なお、火災の防御及び救急・救助活動に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第7節「消防活動計画」の例によるものとする。また、洪水等による災害への対処については、北上市地域防災計画第3章第8節「水防活動計画」の例によるものとする。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等に基づく消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

なお、緊急消防援助隊に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第7節「消防活動計画」の例によるものとする。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関の緊密な連携の取れた活動を行う。

(8) 安全の確保（法22、120）

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 市長は、当該市の区域に武力攻撃事態等の影響がなく、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

第8章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

○ 被災情報の収集及び報告（法126①、127①）

- ① 市は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等、被災情報について収集する。

なお、被災情報の収集・報告に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第4節「情報の収集・伝達計画」の例によるものとする。

- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

- ③ 市は、被災情報を収集した際には、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

- ④ 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式にしたがい、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第2節 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

1 安否情報の収集・整理(法94①)

(1) 安否情報の種類

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式により、情報を収集し、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答希望
 - ⑬ 知人への回答希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所
 - ⑰ 連絡先その他必要情報
 - ⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

(2) 安否情報の収集

市は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号に基づき、避難所において安否情報の収集を行うほか、平時において把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平時において行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(3) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

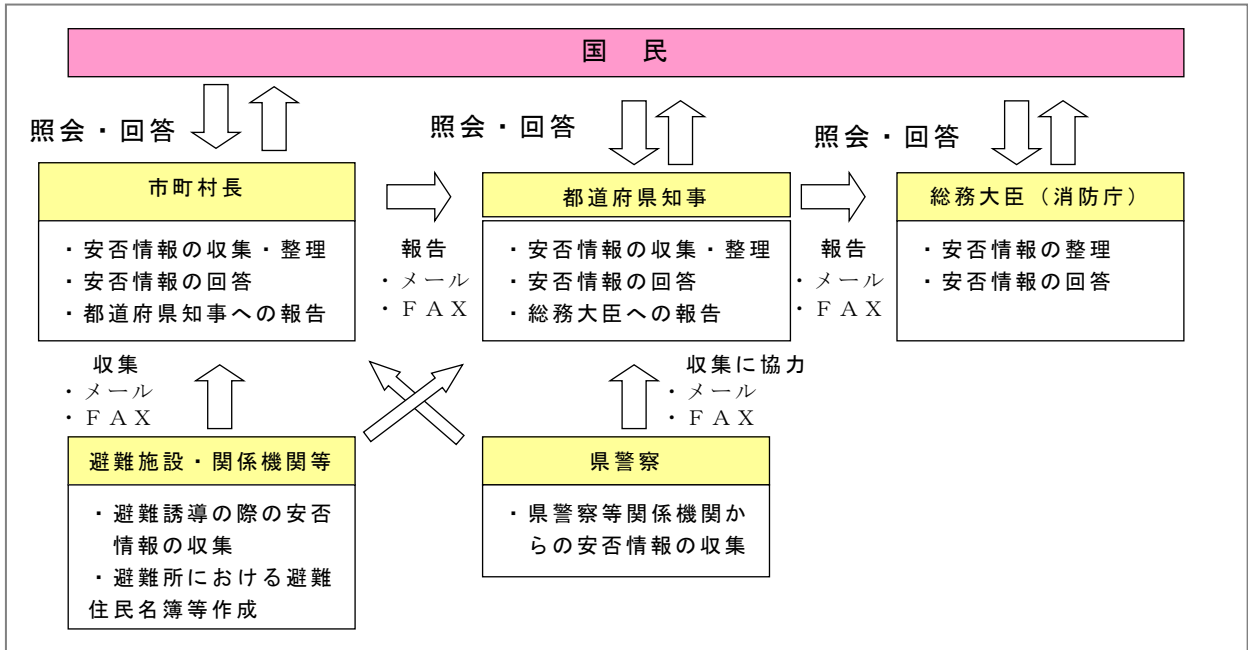
(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも審議が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

(5) 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムで県に送付する。ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールその他の方法により報告することとし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【安否情報の収集・整理、提供の流れ】



2 安否情報の照会に対する回答（法95）

(1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答（法95①、令26②、③）

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会に対する回答が、不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法95②）

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

3 日本赤十字社に対する協力（法96②、③）

市は、日本赤十字社岩手県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第9章 その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定めるとともに、その他文化財及び動物の保護等に監視必要な事項について定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等、保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

なお、保健活動の実施に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第15節「医療・保健計画」の例によるものとする。

(2) 感染症予防対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

なお、感染症予防措置の実施に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第19節「感染症予防計画」の例によるものとする。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を行う。

② 市は、北上市地域防災計画第3章第17節「給水計画」の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策

市は、被災者及び避難先地域の住民に対して、精神科医や保健師等の医療関係者及び関係団体の協力を得て、PTSD対策やメンタルケアに努める。

特に、市教育委員会及び県教育委員会と協力して、子どもたちのカウンセリングなどを集中的に行うよう努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124関係）

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準にしたがうよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、北上市地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）及び「岩手県循環型社会形成推進計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合においては、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

(3) し尿処理対策

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることのないよう努める。

3 文化財の保護（法125関係）

市は、重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、県教育委員会などが実施する武力攻撃災害による被害防止措置を支援するとともに、市指定文化財の所有者等に連絡し、その保護に努める。

なお、文化財の災害予防対策に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第9節「建築物等安全確保計画」の例によるものとする。

4 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定（法129）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

主な生活関連物資は、北上市地域防災計画資料編3-16-1「支給物資」のとおり。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 相談窓口の設置

市は、被災者や住民からの相談、問い合わせ、要望等に的確かつ迅速に応えるため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。

なお、生活相談に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

(2) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

なお、応急教育の実施に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第23節「文教対策計画」の例によるものとする。

(3) 公的徴収金の減免等（法162②）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民や被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(5) 生活再建資金の融資等（法132関係）

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等による対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に相談窓口を開設し、当該窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

なお、被災者への資金等の貸付、中小企業への融資、農林漁業関係者への融資に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第4章第2節「生活の安定確保計画」の例によるものとする。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給（法134②関係）

市及び水道企業団は、その管理する上下水道等のライフライン施設について、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

なお、災害によるライフライン施設の安全対策に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第11節「ライフライン施設等安全確保計画」の例によるものとする。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である市は、当該公共的施設の状況確認、安全の確保等を行い、適切に管理するものとする。

なお、災害時における交通機能の確保に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第2章第10節「交通施設安全確保計画」の例によるものとする。

(3) ライフライン事業者による生活基盤等の確保（法134、135、136、137関係）

① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、関係職員の参集、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとされている。

② 運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、旅客及び貨物の輸送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

③ 電気通信事業者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、臨時回線の設定や災害対策用設備の運用等、通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱う

ために必要な措置を講ずることとされている。

- ④ 病院、その他の医療機関である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療施設における安全やライフラインの確保、救急患者の搬送体制の確保等、医療を確保するため必要な措置を講ずることとされている。
- ⑤ 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、施設を適切に管理することとされている。
- ⑥ 市は、指定公共機関、指定地方公共機関以外のライフライン事業者に対しても、その業務の範囲内でライフライン施設の機能を確保するために必要な措置に関して協力を依頼するものとする。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

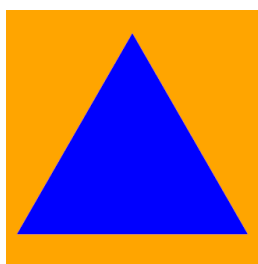
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

	この証明書を交付等する許可権者の赤色を載せるための空白	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ追加議定書の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in its capacity as		
交付等の年月日/Date of issue ----- 識別番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority -----		
有効期限の満了日/Date of expiry -----		
身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	頭髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

〔日本工業規格 A 7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）〕

（国民保護措置に係る職務等を行う者の身分証明書のひな型）

3 特殊標章等の交付及び管理（法158関係）

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン〔平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知〕に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

※「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号）国民保護室長通知を参考。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 国民保護措置に係る職務を行う市の消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第25節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」の例によるものとする。

1 応急復旧対策の実施

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法139）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、被害状況に応じて応急の復旧のための措置を講ずる。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者又は管理者が行う応急対策に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第26節「ライフライン施設応急対策計画」の例によるものとする。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請（法140）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 輸送の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、鉄道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

なお、災害応急対策の実施の障害となっている障害物の除去に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第3章第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧（法141）

市は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

なお、復興計画の作成に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第4章第3節「復興計画の作成」の例によるものとする。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、公共施設等の災害復旧計画に関し、本計画に定めのないものについては、北上市地域防災計画第4章第1節「公共施設等の災害復旧計画」の例によるものとする。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第3章 財政上の措置等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁

(1) 国に対する負担金の請求方法（法168関係）

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

【国民保護措置に要する費用の支弁】

① 国民保護措置等に要する費用の支弁	市は、法令に特別の定めがある場合を除き、国民保護措置の実施に当たり市が責任を有するものに要する費用を支弁する。	法164
② 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁 ・他の市町村長等に対する応援の要求（法17①） ・都道府県知事等に対する応援の要求（法18①） ・消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法119）	(1) 市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。ただし、当該費用を支弁するいとまがない場合は、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求める。 (2) 他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求する。ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁する。	法165
③ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁	知事が市町村長の措置を代行した場合（法14①）、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払い行うことが困難な状態にあるときは、次の費用について県が支弁することとされている。 ・知事が代行を行う前に当該市町村が実施した国民保護措置に要する費用 ・他の市町村が応援のために負担した費用 市は、財政的あるいは事務的に支払いを行うことが困難な状態にあるときは、県に対しその旨を申し出るとともに、負担した費用を集計して報告する。	法166
④ 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁	県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合（法76①）、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁することとされている。 ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合、又は県の支弁を待ついとまがない場合は、市町村は救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁する。	法167

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償（法159①、令40）

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等にしたいがい、補償を行う。

(2) 損害補償（法160①、令44）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等にしたいがい損害補償を行う。

【損害補償に係る協力要請の内容】

1 避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請	・市職員と一体となって避難住民を先導すること。 ・移動中における食料等の配給の役割を担うこと。 ・要配慮者等の避難の援助。	法70
2 救援に必要な援助について協力を要請	・二次災害発生の可能性のある場所における被災者の捜索や救出などの援助については、要請しない。	法80
3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助について協力を要請	・消火のための水の運搬、負傷者を搬送するための車両の運転、資機材の提供など。	法115
4 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請	・健康診断、感染症の動向調査、水道検査、防疫活動、被災者の健康維持活動の実施。	法123

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161関係）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きにしたいがい、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

- ・県対策本部長の総合調整（法29①）
- ・知事の指示（法67②、法69②準用規定、73②、法79②準用規定）

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益救済に係る手続項目】

項 目	内 容	条 文	担当課
損失補償等 (法159①)	特定物資の収容、保管命令に関する事	法81②、③	財政課
	土地等の使用に関する事	法82	
	応急公用負担に関する事	法113①、⑤	
損害補償 (法160①)	避難住民の誘導への協力に関する事	法70①、③	消防防災課
	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力に関する事	法115①	
	救援への協力に関する事	法80①	長寿介護課
	保健衛生の確保への協力に関する事	法123①	健康増進課
国民の権利利益の 迅速な救済	不服申立てに関する事	法6、175	総務課
	訴訟に関する事	法6、175	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。